



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年10月13日火曜日 第2108号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....	899
鳥獣保護区の存続期間の更新.....	899
休猟区の指定.....	901
特定猟具使用禁止区域の指定.....	905
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	906

解除予定保安林.....	907
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	907
建設業者の営業の停止命令.....	907
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（3件）.....	907
愛媛県中予地方局管内の県営住宅の指定管理者の指定.....	907
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	908
道路の供用開始（ " ）.....	908

告 示

○愛媛県告示第1249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇和島市	精神通院医療	平成21年10月1日
千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番地1	株式会社千葉薬局	精神通院医療（薬局）	平成21年10月1日
ひめ薬局中曽根店	四国中央市中曽根町365番地1	株式会社レフピック	精神通院医療（薬局）	平成21年10月1日

○愛媛県告示第1250号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	区 域	存続期間	保護に関する指針
関前村鳥獣保護区	今治市関前岡村島正月鼻北端と同市大三島町キヨコ鼻西端とを結ぶ直線、キヨコ鼻から南に回り同町野々江坂の県道大三島環状線と市道本原線との交点に至る海岸線、同交点と来島海峡航路第四号灯浮標とを結ぶ直線、同灯浮標と同航路第二号灯浮標とを結ぶ直線とその延長線、同市波方町宮崎梶取ノ鼻と同市岡村島観音崎南端とを結ぶ直線及び観音崎から東に回り正月鼻に至る海岸線に囲まれた海面の区域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで	当該区域は、海面がアビ等の渡り鳥にとって重要な飛来地であることから、鳥獣保護区に指定し、当区域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥類の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

志々満ヶ原唐子浜鳥獣保護区	国立公園唐子浜海岸と頼田川河口との交点を起点とし、ここからその海岸線を南東に進み、市道紅瓦線の延長線との交点に至り、ここから同市道の延長線及びこれに続く同市道を南西に進み、市道古国分線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、国道196号に出て、同国道を北西に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域及び桜井海岸と市道志々満ヶ原4号線の延長線との交点を起点とし、ここからその海岸線を南東に進み、桜井河口港の導流堤を経て、更に同港の海岸線を西に進み、桜井樋門を経て、明神橋北端で市道明神橋中浦線に至り、ここから同市道を北に進み、市道桜井本線との交点に至り、ここから同市	同 上	当該区域は、今治市東南部の燧灘に面した海岸部に位置し、瀬戸内を代表する美しい白砂青松地であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。
---------------	---	-----	---

	<p>道を北に進み、市道志々満ヶ原4号線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>面河第三ダム鳥獣保護区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町中津の面河第三ダムえん堤北端を起点とし、ここからえん堤を南に進み、林道休場百ヶ市線に出る。ここから同林道を西ないし南西に約1,500メートル進み、同林道のカーブの中央地点に至る。ここから同林道に接する山林を夜鳴川橋に向かって進み、同橋東端に至る。ここから同橋を西に進み、歩道に出て、歩道を北西に約260メートル進み、ナカウネ谷との交点に至る。ここから同谷を北東に進み、同ダム貯水池の常時満水位の貯水線に至る。ここから同線を北西ないし西に進み、龍宮大橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、国道33号に出て、同国道をほぼ東へ進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、ダム湖及び周辺の公園を含み、野生鳥獣の良好な生息地であることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>
<p>高縄山鳥獣保護区</p>	<p>松山市高縄山標高986.0メートルを中心とした一帯 高縄寺から北に約450メートル進んだ松山市猪木と同市猿川との境界付近にある通称7本杉を起点とし、ここから同市猿川の市有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を東に約150メートル進み、小谷に至る。ここから同小谷をほぼ南に進み、同市猿川と同市米之野との境界に至る。ここから稜線を東に約350メートル進み、更に稜線を同市米之野の市有林（人工林）と私有林（人工林）との境界を約300メートル進み、市道米之野高縄線を横断し、更に稜線を南に進み、同市米之野と同市九川との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、同市米之野と同市九川と同市横谷との境界の交点に至る。ここから同市米之野と同市横谷との境界を北西に約100メートル進み、ここから稜線を同市横谷の市有林（人工林）と私有林（人工林）との境界を西ないし北西に約150メートル進み、市道九川宝坂線を横断し、更に同市横谷の市有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を北西に進み、同市横谷と同市猪木との境界に至る。ここから同市猪木の高縄寺所有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を北に約50メートル進み、更に同市猪木の市有林（ブナ天然林）と私有林（人工林）との境界を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、広葉樹林と針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。</p>	<p>御在所鳥獣保護区</p>	<p>大洲市と西予市との境界線上にある御在所山三角点（668.8メートル）を起点とし、ここから同境界を北東に進み、通称デンピラに至り、ここから稜線を北東に進み、林道御在所上線を横断し、更に稜線を北東に進み、市道コウドシ御在所線を横断し、更に稜線を北東に進み、市道ニジョウ岡山線に出て、同市道をほぼ南東に進み、同市道の終点に至る。ここから里道をほぼ南東ないし南西に進み、通称ヨシガサコを経て、通称ナカジライシに至る。ここから小谷をほぼ南西に進み、大洲市と西予市との境界の通称金剛尾根に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、丘陵地帯が多く、区域内に展望台、遊歩道が整備され、教育の場としても広く活用されており、鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。</p>
				<p>大洲城山鳥獣保護区</p>	<p>大洲市大洲城山公園の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、大洲城の城跡に位置し樹木が多く、市民の憩いの場として活用されており、鳥類の生息に</p>

			<p>適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。</p>				<p>し、当該区域に生息する鳥類の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないように留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育及び学習の場として活用を図る。</p>						
<p>金山出石寺鳥獣保護区</p>	<p>八幡浜市と大洲市との境界線上の郷ノ峠を起点とし、ここから同境界を南西ないし北西に進み、浄心山三角点（781.6メートル）に至る。ここから稜線^{りょうせん}を北東に進み、大洲市豊茂の奥集落の通称社宅で県道長浜保内線に出て、同県道を北東ないし南東に進み、市道朝日・谷上線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、出石寺所有林と私有林との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、旧喜多郡長浜町と旧大洲市との境界を経て、更に出石寺所有林と私有林との境界を南東ないし南西に進み、大洲市と八幡浜市との境界に至る。ここから同境界を南東に進み、同市日土町野地のシラクズレ谷との交点に至る。ここから同谷を南に進み、市道瀬田坊泰野線に出て、同市道をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道を東ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、針葉樹が大部分であるが、金山出石寺周辺には広葉樹が散在しており鳥類の生息に適していることから、鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図る。また、定期的に巡視を実施し、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。</p>	<p>○愛媛県告示第1251号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。 平成21年10月13日 愛媛県知事 加戸守行</p>									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> <th>存続期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天堤山休猟区</td> <td>四国中央市富郷町津根山の市道藤原葛川線と市道藤原下猿田線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東ないし南に進み、県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ南ないし北東に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ東に進み、白髪^{びやく}隧道北口に至り、ここから同隧道上を南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南ないし南西に進み、玉取山三角点（1,330.4メートル）を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、兵庫山を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、通称下川越え山道に出る。ここから同山道を北西に進み、栗ノ木橋で市道城師落合線に出る。ここから同市道を北西に進み、市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</td> <td>平成21年11月1日から平成24年10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>浦山休猟区</td> <td>四国中央市土居町中村の松山自動車道と古子川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、旧宇摩郡土居町と旧伊予三島市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、赤星山三角点（1,453.2メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、旧土居町と旧伊予三島市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから四国中央市と新居浜市の境界をほぼ西に進み、二</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	存続期間	天堤山休猟区	四国中央市富郷町津根山の市道藤原葛川線と市道藤原下猿田線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東ないし南に進み、県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ南ないし北東に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ東に進み、白髪 ^{びやく} 隧道北口に至り、ここから同隧道上を南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南ないし南西に進み、玉取山三角点（1,330.4メートル）を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、兵庫山を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、通称下川越え山道に出る。ここから同山道を北西に進み、栗ノ木橋で市道城師落合線に出る。ここから同市道を北西に進み、市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成21年11月1日から平成24年10月31日まで	浦山休猟区	四国中央市土居町中村の松山自動車道と古子川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、旧宇摩郡土居町と旧伊予三島市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、赤星山三角点（1,453.2メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、旧土居町と旧伊予三島市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから四国中央市と新居浜市の境界をほぼ西に進み、二	同 上
名 称	区 域	存続期間											
天堤山休猟区	四国中央市富郷町津根山の市道藤原葛川線と市道藤原下猿田線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ東ないし南に進み、県道上猿田三島線に出て、同県道をほぼ南ないし北東に進み、上猿田を経て、更に同県道をほぼ東に進み、白髪 ^{びやく} 隧道北口に至り、ここから同隧道上を南東に進み、愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南ないし南西に進み、玉取山三角点（1,330.4メートル）を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、兵庫山を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、通称下川越え山道に出る。ここから同山道を北西に進み、栗ノ木橋で市道城師落合線に出る。ここから同市道を北西に進み、市道藤原葛川線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成21年11月1日から平成24年10月31日まで											
浦山休猟区	四国中央市土居町中村の松山自動車道と古子川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、旧宇摩郡土居町と旧伊予三島市との境界に至り、ここから同境界を南東に進み、赤星山三角点（1,453.2メートル）を経て、更に同境界を南西に進み、旧土居町と旧伊予三島市と新居浜市との境界の交点に至る。ここから四国中央市と新居浜市の境界をほぼ西に進み、二	同 上											
<p>宇和島市城山鳥獣保護区</p>	<p>宇和島市城山の区域一円</p>	<p>同 上</p>	<p>当該区域は、高木の常緑広葉樹が散在しており、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定</p>										

	<p>ツ岳登山道に出て、同登山道をほぼ北西ないし北東に進み、林道中の川線に出て、同林道をほぼ北東に進み、宮久保川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、浦山川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至り、ここから同自動車道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			<p>進み、同県道に出て、更に同県道をほぼ北西に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>三の森休猟区</p>	<p>新居浜市大永山の県道新居浜別子山線の新仙雲橋南端を起点とし、ここから同県道を南に進み、通称銅山越山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ南東に進み、同市と旧別子山村との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、西山三角点(1,428.7メートル)を経て、通称大坂屋敷越で同県道に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を北ないし北西に進み、東鈴尾谷川と西鈴尾谷川の合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、足谷川に至る。ここから、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>来見休猟区</p>	<p>西条市丹原町石経の中山川と関屋川との合流点を起点とし、ここから中山川右岸を上流に進み、来見橋で県道湯谷口川内線との交点に至る。ここから、同県道を北東に進み、湯谷口温泉バス停を経て、更に同県道を北西に約60メートル進み、国営左岸幹線水路に通じる作業道との交点に至る。ここから同作業道を北東に進み、同水路との交点に至り、ここから同水路を北東に進み、タルミ谷川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、三角点(419.6メートル)に至る。ここから稜線(うねり)をほぼ西ないし南に進み、稔山三角点(916.6メートル)で同市と東温市との境界に至る。ここから同境界を北ないし北西に進み、市道関屋山之内線に出て、同市道をほぼ東に進み、県道寺尾重信線に出る。ここから同県道をほぼ東に進み、関屋橋北端で南谷川に出る。ここから同川左岸を下流に進み、関屋川との合流点に至り、ここから同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>氷見・中野休猟区</p>	<p>西条市大町の国道11号の加茂川橋東端を起点とし、ここから同川右岸を上流に進み、船形橋南端に至る。ここから同橋を北に進み、同橋北端で同川左岸に出て、同川左岸を上流に進み、黒瀬ダムえん堤北端に至り、ここから県道西条久万線との交点に至る。ここから同県道をほぼ西ないし南に進み、新柳谷橋西端で柳谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、林道平野線との交点に至り、ここから同林道を南西に進み、通称平野峠に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を南西に進み、同峠で同市と旧周桑郡小松町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>	<p>伊方休猟区</p>	<p>今治市伯方町北浦の県道伯方島環状線と市道北浦古江越線との交点を起点とし、ここから同市道を南西に進み、市道伯方古江山田線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、市道北浦叶浦線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道宝股山線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西ないしほぼ西に進み、市道伯方寺山線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道西側線との交点に至り、同市道をほぼ西に進み、市道北浦叶浦線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、国道317号(自動車専用道路に指定していない路線に限る。)を横断し、海岸線に通じる水路との交点に至る。ここから同水路右岸を南西に進み、海岸線に出る。ここからその海岸線を北に回り大長崎及びトウビョウ鼻を経て、更にその海岸線を南に回り入川河口に至る。ここから同川左岸を上流に進み、通称橋台橋西端で市道竹田線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、県道伯方島環状線に出て、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同上</p>
<p>湯浪休猟区</p>	<p>西条市小松町南川の旧周桑郡小松町と旧同郡石根村との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、歩道南川横峰寺線(四国のみち)に出て、同歩道を東ないし南に進み、旧小松町と西条市との境界に至り、ここから同境界を南に進み、林道平野線に通じる作業道との交点に至る。ここから同作業道を南西に進み、県道石鎚丹原線に通じる歩道(四国のみち)に至り、ここから同歩道をほぼ北西に</p>	<p>同上</p>			

上浦南休 獺区	大三島の今治市上浦町の区域のうち、 県道大三島上浦線及び同県道の延長線 で分断される南側の区域	同 上	畑野川休 獺区	上浮穴郡久万高原町下畑野川の県道 西条久万線と県道美川松山線との交点 を起点とし、ここから同県道を北に進 み、皿ヶ峰三坂峠鳥獣保護区界に至り、 ここから同区界を北東ないし北西に進 み、陣ヶ森（1 206メートル）で同町 と東温市との境界に至る。ここから同 境界を北東に進み、井内峠で県道美川 川内線に出て、同県道を南東に進み、 県道落合久万線との交点に至る。こ こから同県道を南西に進み、県道西条久 万線との交点に至る。ここから同県道 を西に進み、起点に至る線に囲まれた 区域	同 上
神和休獺 区	松山市のうち、津和地島、怒和島及 び二神島の全	同 上	菅生休獺 区	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号 と県道西条久万線との交点を起点とし、 ここから同県道をほぼ北東ないし南東 に進み、同町下畑野川で町道引立線と の交点に至る。ここから岩屋寺鳥獣保 護区界をほぼ東ないし南東に進み、旧 上浮穴郡久万町と旧同郡美川村との境 界に至る。ここから同境界を南西ない し南に進み、同国道に出て、同国道を 西ないし北西に進み、起点に至る線に 囲まれた区域のうち、大宝寺鳥獣保護 区の区域を除いた区域	同 上
稲荷休獺 区	伊予市大平の国道56号と県道大平砥 部線との交点を起点とし、ここから同 国道を北西ないしほぼ北に進み、市道 稲荷下三谷線との交点に至り、ここか ら同市道を北東ないし北に進み、市道 下吾川上野線との交点に至り、ここか ら同市道をほぼ北東に進み、県道砥部 伊予松山線に出る。ここから同県道を ほぼ南東に進み、伊予市と伊予郡砥部 町との境界に至り、ここから同境界を 上三谷三角点（266 2メートル）に向 かって南西に進み、更に同三角点から 稜線 <small>リム</small> を南西に進み、市道谷上大谷線と の交点に至り、ここから同市道を南西 に進み、市道谷上山線との交点に至る。 ここから同市道をほぼ南に進み、市道 谷上七折線との交点に至り、ここから 同市道をほぼ南ないしほぼ東に進み、 同市と同町との境界に至り、ここから 同境界を南ないしほぼ南東に進み、県 道大平砥部線に出て、同県道をほぼ西 に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	石墨休獺 区	上浮穴郡久万高原町笠方市口の国道 494号と県道落合久万線との交点を起 点とし、ここから同県道をほぼ南ない し西に進み、旧上浮穴郡面河村と旧同 郡久万町との境界に至る。ここから同 境界をほぼ北に進み、久万高原町と東 温市との境界に至る。ここから同町と 同市との境界を北東に進み、同国道に 出て、同国道をほぼ南東に進み、起点 に至る線に囲まれた区域	同 上
神の森休 獺区	伊予郡砥部町と喜多郡内子町との境 界と国道379号との交点を起点とし、 ここから同国道をほぼ北に進み、町道 総津町下線との交点に至り、ここから 同町道を北に進み、町道総津町中線と の交点に至り、ここから同町道を北に 進み、県道中野川総津線に出る。こ こから同県道を北西に進み、町道日ノ浦 線との交点に至り、ここから同町道を 南東ないし北西に進み、町道玉谷中野 川線との交点に至り、ここから同町道 をほぼ北西ないしほぼ北東に進み、県 道広田双海線に出る。ここから同県道 を南東に進み、同国道に出て、同国道 をほぼ南に進み、町道仙波線との交点 に至り、ここから同町道をほぼ東ない しほぼ北東に進み、町道どんだ線との 交点に至る。ここから同町道をほぼ北 に進み、仙波久万連絡道との交点に至 り、ここから同連絡道を南東ないし南 西ないし北東に進み、砥部町と内子町 との境界に至り、ここから同境界をほ ぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれ た区域	同 上	五百木大 瀬休獺区	喜多郡内子町内子の国道379号と国 道56号との交点を起点とし、ここから 同国道をほぼ北東に進み、同町と伊予 市との境界に至る。ここから同境界を ほぼ南東ないし北東に進み、県道池田 中山線に出る。ここから同県道を南東 ないしほぼ東に進み、程内部落を経て、 更に同県道を北西ないし南西に進み、 国道379号に出る。ここから同国道を ほぼ南西に進み、起点に至る線に囲ま れた区域	同 上
			北平休獺 区	大洲市河辺町川崎の県道河辺小田線 と市道寺藪川崎線との交点である七曲 橋西端を起点とし、ここから同県道を 北東に進み、同市と喜多郡内子町との	同 上

	<p>境界に至る。ここから同境界を南東ないし北東に進み、笹峠山(954.7メートル)を経て、更に同境界を北東に進み、県道小田河辺大洲線に出る。ここから同県道をほぼ南ないし南西に進み、用の山及び神納を経て、更に同県道をほぼ南西に進み、寺敷で市道寺敷川崎線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道寺敷名場連線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北東に進み、市道大中山名場連線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道百合谷名場連線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし南に進み、市道寺敷川崎線との交点に至る。ここから同市道を西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>		<p>県道宇和高山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北東に進み、市道石城地区189号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北ないし南東に進み、市道1級路線6号線との交点に至り、ここから同市道を北に進み、県道宇和三瓶線に出て、ここから同県道を東に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ南東に進み、市道旧町地区277号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、同町と宇和島市吉田町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、西予市宇和町と宇和島市吉田町と西予市明浜町との境界の交点に至る。ここから宇和島市吉田町と西予市明浜町との境界をほぼ南西に進み、小大崎鼻で海岸線に出る。ここからその海岸線をほぼ北西に進み、国道378号との交点に至り、ここから同国道を北ないし西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	
<p>秋葉山休猟区</p>	<p>伊予市と喜多郡内子町と大洲市との境界の交点を起点とし、ここから同市と同町との境界をほぼ南東ないし南に進み、草屋敷三角点(824.4メートル)を経て、更に同境界を南ないし南東に進み、三角点(646.4メートル)を経て、更に同境界を県道柳沢新谷停車場線の中村バス停に向かって進み、矢落川を横断し、同バス停に至る。ここから同県道を北西ないし西に進み、県道藤縄長浜線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西ないし北西に進み、旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、大洲市と伊予市との境界の交点に至り、ここから同境界を北東ないしほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>惣川休猟区</p>	<p>西予市野村町と大洲市肱川町と同市河辺町との境界の交点を起点とし、ここから西予市野村町と大洲市河辺町との境界をほぼ北東に進み、西予市野村町と大洲市河辺町と喜多郡内子町との境界の交点に至る。ここから西予市野村町と喜多郡内子町との境界をほぼ南東に進み、丸石山三角点(1,327.5メートル)で西予市野村町と喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界の交点に至る。ここから西予市野村町と上浮穴郡久万高原町との境界をほぼ南に進み、県道野村柳谷線に出る。ここから同県道をほぼ西ないし南西に進み、大洲市肱川町と西予市野村町との境界との交点に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>
<p>八幡浜休猟区</p>	<p>八幡浜市産業通の県道八幡浜宇和線の出合橋南端を起点とし、ここから同県道を北に進み、国道197号に出る。ここから同国道を北東に進み、夜昼隧道西口に至る。ここから同隧道上を北東に進み、同市と大洲市との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、八幡浜市と大洲市と西予市との境界の交点に至る。ここから八幡浜市と西予市との境界を南西に進み、標高点(603.8メートル)に至り、ここから稜線^{りゅうせん}をほぼ西ないし南西に進み、八幡浜市五反田の徳用橋北端で同県道に出る。ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>かぶとが森休猟区</p>	<p>西予市城川町嘉喜尾の国道197号の辰ノ口橋北端を起点とし、ここから県道大茅辰ノ口線をほぼ北東に進み、遊子谷部落及び野井川部落を経て、更に同県道を東ないし南西に進み、県道城川橋原線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南ないし南西に進み、菟川トンネルを経て、更に同県道を南西に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>
<p>卯之町・俵津休猟区</p>	<p>西予市明浜町俵津の国道378号のみやざき橋東端を起点とし、ここから宮崎川左岸を上流に進み、銭坪川との合流点に至る。ここから同川左岸を上流に進み、同町と同市宇和町との境界で</p>	<p>同 上</p>	<p>鍵山休猟区</p>	<p>北宇和郡鬼北町日向谷の愛媛県と高知県との境界と国道197号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南西に進み、下中谷部落、中屋敷部落及び</p>

出口部落を経て、更に同国道を南西に進み、町道下鍵山線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南に進み、県道下鍵山松野線に出る。ここから同県道をほぼ南ないし東に進み、県道節安下鍵山線に至る。ここから同県道をほぼ東に進み、町道犬飼線との交点に至り、ここから同町道をほぼ南に進み、音地部落を経て、更に同町道を南に進み、犬飼部落で林道犬飼支線に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、同林道終点に至る。ここから愛媛県と高知県との境界に至る山道をほぼ南に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、三角点(768.1メートル)を経て、更に同境界を南西に進み、同町と同郡松野町と高知県との境界の交点に至る。ここから同町と同郡松野町との境界を北西に進み、同町と旧北宇和郡日吉村と旧同郡広見町との境界の交点に至る。ここから旧日吉村と旧広見町との境界を北西に進み、戸祇御前山三角点(946.1メートル)を経て、更に同境界を北東に進み、三角点(665.3メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、ウズキ峠三角点(738.6メートル)を経て、更に同境界を西ないし北西に進み、旧日吉村と旧広見町と西予市との境界の交点に至る。ここから旧広見町と同市との境界をほぼ北東に進み、三角点(594.1メートル)を経て、更に同境界をほぼ南東ないし北東に進み、大貝田山三角点(596.3メートル)を経て、更に同境界を北東に進み、愛媛県と高知県との境界に至り、ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

僧都休猟区

南宇和郡愛南町の僧都地区と緑地区との境界線上にある白石山(648メートル)を起点とし、ここから同境界を西に進み、旧南宇和郡城辺町と旧同郡御荘町との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、旧城辺町と旧御荘町と旧同郡内海村との境界の交点に至る。ここから旧城辺町と旧内海村との境界をほぼ北に進み、旧城辺町と旧内海村と宇和島市との境界の交点に至り、ここから愛南町と同市の境界をほぼ北東に進み、僧都地区と緑地区との境界の交点に至る。ここから同境界を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

同上

○愛媛県告示第1252号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
馬島特定猟具使用禁止区域	今治市のうち、馬島の全域	平成21年11月1日から平成31年10月31日まで	銃器
大谷特定猟具使用禁止区域	旧松山市と旧北条市との境界と県道平田北条線との交点を起点とし、ここから同境界を南東ないしほぼ東に進み、松山市堀江町と同市東大栗町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、同市堀江町と同市東大栗町と同市福角町との交点に至る。ここから同市堀江町と同市福角町との境界をほぼ南西に進み、北谷三角点(163.9メートル)に至り、ここから稜線を北西に進み、通称城山に至る。ここからほぼ北に進み、幸神社に至り、ここから同神社参道を北西に進み、県道平田北条線に出て、同県道をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
北条青少年スポーツセンター特定猟具使用禁止区域	松山市下灘波の国道196号と市道石風呂大浦線との交点を起点とし、ここから同国道を北西に約100メートル進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北西に進み、波妻ノ鼻に至る。ここからその海岸線を北東ないし南東に進み、同市大浦の同国道と同市道との交点に至り、ここから同市道をほぼ南に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上	同上
明神特定猟具使用禁止区域	上浮穴郡久万高原町東明神の協和観光開発株式会社久万カントリークラブ及びこれに隣接する同社所有地の区域一円	同上	同上
小原地区特定猟具使用禁止区域	西予市宇和町小原の市道石城地区119号線と市道1級路線3号線との交点を起点とし、ここから市道1級路線3号線を北西に進み、市道石城地区106号線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、谷川池に至る。ここから同池と山林との境界を北東に進み、同境界に続く	同上	同上

山林と山林に隣接する土地との境界に至り、ここから同境界を東ないし南に進み、瑞山禅寺に至る。ここから同境界を南東ないし北東に進み、庄屋池を経て、更に同境界を南東に進み、市道石城地区25号線に出る。ここか

ら同市道を南に進み、市道石城地区87号線との交点に至り、ここから同市道を南東に進み、市道石城地区119号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域

○愛媛県告示第1253号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか33者	株式会社フジほか37者	平成21年9月1日 ほか	平成21年9月18日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1254号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出の日
フジグラン松山	松山市宮西一丁目2-1 外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	20,080㎡	22,185㎡	平成22年5月19日	平成21年9月18日
		駐車場の位置及び収容台数	1,417台	1,436台		
		駐輪場の位置及び収容台数	590台	739台		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	10箇所	11箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1255号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾 344 の95

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1256号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年10月13日から10月26日まで

○愛媛県告示第1257号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	営業の停止を命じた建設業の種類	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
(般-17)第003554号	平成17年10月24日	くろかず海運有限公司	黒川新太郎	今治市立花町三丁目1番26号	平成21年10月7日	しゅんせつ工業	平成21年10月13日から平成21年10月19日まで(7日間)	くろかず海運有限公司は、しゅんせつ工業に関する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、平成20年2月に請け負った民間発注のしゅんせつ工事の施工にあたり、元請として、建設業法第3条第1項第2号で定める金額(3千万円)以上となる下請契約を締結した。

○愛媛県告示第1258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1261号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第25条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加戸守行

1 公の施設の名称

愛媛県中予地方局管内の県営住宅

2 指定管理者の住所及び名称

広島市中区南千田東町 4 番32号

愛媛県営住宅管理グループ

代表者 株式会社第一ビルサービス

構成員 株式会社エム・ワイ・ティ

3 指定をした年月日

平成21年10月9日

4 指定の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

○愛媛県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2179番から 同町沖浦甲1番地先まで	旧	メートル 3.0～7.5	キロメートル 0.180	
			新	7.4～18.7	0.180	

○愛媛県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年10月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2179番から 同町沖浦甲1番地先まで	平成21年10月13日